

## 本店以外が協定締結団体地域組織の構成員として加入している企業の災害対応実動訓練の参加について

### (改定目的)

災害対応実動訓練の参加を評価するものとして、これまで本店以外（支店、営業所）が協定締結団体の地域組織の構成員として加入している場合でも、訓練に参加する企業の代表者は本店の役員を求めています。

しかし、支店や営業所にはそれぞれに長がおり、これらの長は「建設業法施行令第3条に規定する使用人」として、取締役など企業の代表者から一定の権限を委任され、建設業を営む支店や営業所においては契約締結の名義人となり、建設工事の請負契約の見積り、入札、契約締結など実体的な業務をおこなう権限を持つ者です。

また、実際の災害発生時には、支店や営業所においては本店からの指揮命令を受け、支店長や営業所長がその管内での災害対応作業を指揮することも考えられます。

以上のことから、支店や営業所で支部会員となっている企業にあっては、本店の役員だけでなく支店長や営業所長でも企業の代表者として認めることとしましたので、別紙のとおり評価条件を追記します。

## 総合評価方式（建設工事）における「災害協定の評価」 の新たな評価基準（災害対応実動訓練）の設定について

令和5年10月31日

災害対応協力への取組として、災害対応する建設企業やその団体を支援するため、これまでの情報伝達訓練だけでなく、より実践的な訓練（災害対応実動訓練）を実施する団体に所属する企業に対して加点する、新たな評価基準を設定します。

### 1 評価項目

評価基準	配点	評価内容
災害協定に基づく 災害対応実動 訓練及び 情報伝達訓練 への参加実績	9点	<p>〇〇建設・〇〇流域下水道事務所と締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づいた、災害対応実動訓練及び情報伝達訓練への前年度または前々年度の参加実績を指します。</p> <p>(1) 災害対応実動訓練は、以下の要件を全て満たす場合に評価対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 団体として5年以上継続した訓練実績があること</li> <li>② 前年度または前々年度の訓練においては、協定締結団体構成員のうち、〇〇建設事務所管内の構成員の半数以上が参加していること。</li> <li>③ ②の参加企業については、Aランク企業では代表者<sup>※1</sup>と1名以上の技術者<sup>※2</sup>、B・Cランク企業等では1名以上の技術者が参加していることを条件とします。</li> </ol> <p>(2) 情報伝達訓練は、以下の場合に評価対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 団体として5年以上継続した訓練実績があること</li> </ol> <p>※1：建設業許可申請の手引きの法定書類（役員等の一覧表）に記載された者  <b>なお、支店・営業所で構成員となっている企業においては、建設業許可申請の手引きの法定書類（建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表）に記載された者も含む</b></p> <p>※2：建設業許可申請の手引きの表5（技術者の資格表）に記載している資格等を有する者</p>
災害協定に基づく 情報伝達訓練 への参加実績	7点	<p>〇〇建設・〇〇流域下水道事務所と締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」に基づいた、情報伝達訓練への前年度または前々年度の参加実績を指します。</p> <p>情報伝達訓練は、以下の場合に評価対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 団体として5年以上継続した訓練実績があること</li> </ol> <p>※「災害対応実動訓練の参加実績」と「情報伝達訓練の参加実績」は重複して評価しません。</p>
管内市町又は 三重県との 防災協定の 締結実績	3点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「〇〇建設事務所管内の市町との防災協定」又は「三重県との防災協定」を前年度または前々年度に締結している場合を指します。（対象期間以前の協定締結で、自動継続している協定を含みます。）</li> <li>・「〇〇建設事務所管内の市町との防災協定」については、「建設業のための広場」で公開している最新版の「経営事項審査申請の手引き」に記載された、協定書等に災害時の建設業者の活動義務が規定されている防災協定とします。</li> <li>・「三重県との防災協定」については、「技術資料作成上の留意事項」に記載した防災協定とします。</li> </ul> <p>※〇〇建設事務所管内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」又は「建設業法上の営業所」を有する企業に限ります。</p>
実績なし	0点	

### 2 適用日

令和8年6月1日以降に公告を行う案件から適用します。

【総合評価方式に関する問い合わせ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班 TEL：059-224-2696